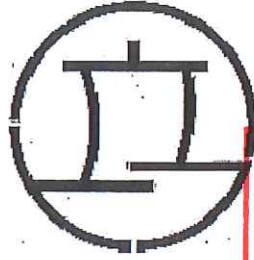


様式第5号 (第8条関係)



複写無効

枚方市一廃許可第300107号

許 可 証

住 所 又 是 大阪府高槻市紺屋町3番1-326号
所 在 地
名 称 都市クリエイト株式会社
代 表 者 代表取締役 前田晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物 収集・運搬 業
について、次のとおり許可する。

事業 範囲	取り扱う一般 廃棄物の種類	事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び 本市の排出ルールに則らない家庭系一般廃棄物
	処理区分の別	収 集 ・ 運 搬
事業 区域	枚 方 市 全 域	
許 可 期 間	平成30年4月1日から平成32年3月31日	
条 件	関係法令を遵守し、枚方市の指示に従うこと	
備 考		

平成30年4月1日

枚方市長 伏見 隆

